

入札公告(事後審査・持参方式)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和2年6月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	令和2年度 函 第1号
業務名称	メディア・アート・ホール音響改修工事設計・工事監理業務
業務場所	和歌山市西高松一丁目7番38号
業務概要	特記仕様書のとおり
業務期間	令和3年3月31日まで
予定価格	8,140,000円
予定価格(税抜き)	7,400,000円
最低制限価格	設定有り・事後公表
業務形態	単体企業
支払条件	前払金 有(ただし、1件の契約金額が100万円以上となる場合に限る。)
	部分払 無

入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。	
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。	
条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事に係る委託業務入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく認定を受けている者で、右の要件に該当する者であること。	平成31・32年度入札参加資格審査により建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の建築一般の認定を受けていること。
一級建築士が2名以上所属している者であること。	
建築士法(昭和25年法律第202号)第26条に基づく建築士事務所の閉鎖期間中でない者であること。	
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評価結果通知又は業務成績評価結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評価結果通知又は業務成績評価結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評価結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。	
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。	
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。	
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。	

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

平成22年4月1日から入札書を提出した日までに元請として同種業務(400㎡以上の音響改修工事設計及び工事監理業務)が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。

入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

交付期間 令和2年6月5日(金)から令和2年6月25日(木)までの県立図書館の休館日(6月8日、15日、22日)を除く日の午前10時から午後4時まで

交付場所

和歌山市西高松一丁目7番38号
和歌山県立図書館文化情報センター
電話番号 073-436-9530(直通)

仕様書等は、下記の閲覧期間及び場所等で閲覧するものとする。

閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。

閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。

仕様書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)を持参すること。

仕様書等に対する質問及び回答

受付期間 令和2年6月5日(金)から令和2年6月10日(水)まで

回答予定日 令和2年6月12日(金)

受付方法 実施要領に定める質問書により直接持参又はファクシミリのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館文化情報センター事務室

電話番号 073-436-9530(直通)

ファクシミリ番号 073-436-9531

上記受付場所に掲示する。

現場説明会は、行わない。

入札等

開札日時及び場所

開札日時 令和2年6月26日(金)午前11時00分から

開札場所 和歌山市西高松一丁目7番地38号

和歌山県立図書館 講義・研修室(きのくに志学館2階)

入札書等の提出について

入札参加者は、入札書及び業務費内訳書(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、「開札予定日時及び場所」に示した場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

入札書等の提出期限は、「開札予定日時及び場所」に示した開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。

入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

<p><封筒の記載例> 事業年度・業務番号 令和2年度 図 第1号 業務名 メディア・アート・ホール音響改修工事設計・工事監理業務 業務場所 和歌山市西高松一丁目7番38号 商号又は名称</p> <p>担当者の所属及び氏名 ○○○○ 担当者連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○</p> <p>提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。</p> <p>一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。</p> <p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>実施要領第13条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。</p>
--

開札等に関する事項	
開札状況の公表予定日	令和2年6月30日(火)11時00分
落札予定日	令和2年6月30日(火)17時30分
入札結果の公表	落札決定の翌日(休日等の場合は、翌日以降で最も近い休日等でない日)
公表方法	開札状況及び入札結果は、発注機関において閲覧により公表するものとする。

審査に関する事項等	
入札参加資格要件の審査は、実施要領第16条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。	
一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

落札者の決定方法	
予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者(最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札者とする。	

契約に関する事項	
落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。	
低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。 ・契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。 ・主任技術者を専任で配置するものとする。 ・県と契約を行った者が自ら行う照査に加えて、第三者照査を実施するものとする。	

留意事項	
業務費内訳書の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。	
【入札公告と異なる消費税率が適用となる可能性がある場合】落札決定後、入札公告で示した消費税及び地方消費税の税率と異なる税率が適用される契約については、後日、適用される税率による契約又は契約の後に変更契約を行うこととなるので留意すること。	

特記事項	
開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第16条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。	

この入札公告における用語の定義	
「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。	
「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年10月15日制定)をいう。	
「一級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士をいう。	